

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十五年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）サントウンプラザひかり館

所在地 奈良市右京一丁目一―二ほか二筆

二 奈良市から聴取した意見の概要

各種関係法令（地方公共団体の条例を含む。）を遵守し、大規模小売店舗立地法第
四条の規定による指針を最大限尊重すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

四 縦覧期間

平成二十五年三月二十六日から同年四月二十六日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで